平成２４年（フ）第３４４号
静岡市清水区八千代町７番８号　第４葵荘302号
債務者　山本美千代
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５５号
静岡県焼津市小土294番地の13
債務者　鶴橋美奈子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０３号
東京都東大和市南街１丁目16番地の１石元荘103号
債務者　阿部　勝宏
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
長崎県佐世保市権常寺町1458番地３　コンフォート21―106、旧住所佐賀県伊万里市二里町中里甲558番地２
債務者　川原吏香子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
長崎県佐世保市新田町352番地　２－１棟201号、旧住所長崎県佐世保市新田町352番地４－１棟402号
債務者　市川　勝利
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
長崎県佐世保市新田町352番地　２－１棟201号、旧住所長崎県佐世保市新田町352番地４－１棟402号
債務者　市川　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
長崎県佐世保市田原町21番21号　園田方、住民票上の住所長崎県佐世保市稲荷町30番11号みゆき荘
債務者　森　　富子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市藤原町４番11号、旧住所長崎県佐世保市卸本町32番２号
債務者　杉谷　良彦
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８２１８号
東京都練馬区石神井町４丁目17－６松本方
債務者　芳賀　行子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６５号
東京都足立区西伊興１丁目４―16―302
債務者　生出　高尋
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４２７号
東京都足立区伊興本町１丁目13―15
債務者　阿部　奈苗
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４３６号
東京都中野区沼袋３丁目18－６－102
債務者　岩瀬　祐子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０７号
東京都国分寺市西町３丁目19番地２メンバーズタウン国立1737
債務者　山口　千尋（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５３号
静岡市駿河区石田１丁目16番23―203号
債務者　守屋　裕二
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５４号
静岡市駿河区石田１丁目16番23―203号
債務者　守屋　美子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部